

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

平成25年10月17日

株主各位

東京都港区芝浦三丁目16番20号
ニッテレ債権回収株式会社
代表取締役 永易 俊彦

当社は、平成25年12月6日（金曜日）開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成25年11月1日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主といたします。

以上